

# 上下水道課からのお知らせ

## 令和4年4月から、水道メーターの『検針』及び 上下水道料金の『請求』が2か月に1回に変わります

上下水道事業の経営改善のための取組として、令和4年4月からの検針及び請求について、「偶数月」に行う地域と「奇数月」に行う地域に市域を分け、これまでの「毎月検針・毎月請求」から**2か月に1回**の「**隔月検針・隔月請求**」に変更します。ご理解とご協力をお願いします。

なお、変更に伴う新たな手続はありません。また、現行の料金体系及び支払方法はこれまでどおりであり、変更に伴う料金の増加はありません。

### ■ 検針地域の区分について

**偶数月検針** (4月、6月、8月、10月、12月、2月) …… **請求は奇数月**

埴生 宮島 北蟹谷 津沢 藪波 東蟹谷 南谷の一部(後谷を除く。) 子撫の一部(法楽寺及び宮須)地区

**奇数月検針** (5月、7月、9月、11月、1月、3月) …… **請求は偶数月**

石動 松沢 荒川 若林 水島 南谷の一部(後谷) 子撫の一部(西中野、桜町及び横谷)地区

### ■ 隔月検針への移行について

**偶数月検針**地域の方… 令和4年4月検針分は1か月の請求となります。その後6月検針分(5月・6月使用分)から、隔月(2か月)請求となります。

**奇数月検針**地域の方… 令和4年5月検針分(4月・5月使用分)から、隔月(2か月)請求となります。

#### 移行イメージ

使用月		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
偶数月 検針地域 [奇数月請求]	検針	●	●	●	●	●	●	●
	請求	前月 使用分	2月 使用分	3月 使用分	4月 使用分		5月・6月 使用分	
奇数月 検針地域 [偶数月請求]	検針	●	●	●	●	●	●	●
	請求	前月 使用分	2月 使用分	3月 使用分		4月・5月 使用分		6月・7月 使用分

### ■ 上下水道料金の計算方法

2か月に1回検針を行い、検針した2か月分の水量を各月均等に使用したものとみなし(1㎡未満の端数がある場合は前月分に加えます。)、当月分と前月分として上下水道料金を算定し、合計した金額を請求します。

[計算例] 一般用 口径20mmのメーター使用・2か月の使用水量が41㎡の場合

水道料金		算定水量	基本料金	超過料金	メーター使用料	算定料金	請求額(税込)
	前月分	21㎡	1,782円	178.2円×10㎡+187円×1㎡=1,969円	407円	4,158円	8,129円
当月分	20㎡	1,782円	178.2円×10㎡+187円×0㎡=1,782円	407円	3,971円		
下水道 使用料		算定水量	基本料金	超過料金		算定料金	請求額(税込)
	前月分	21㎡	1,650円	165円×11㎡=1,815円		3,465円	6,765円
当月分	20㎡	1,650円	165円×10㎡=1,650円		3,300円		

※井戸水併用で下水道を使用されている方は、これまで同様、毎年4月に認定した世帯人数の水量による汚水量を加え、2か月まとめて請求します。

## ■ 検針票の見方

隔月検針に伴い、検針票(上下水道検針のお知らせ)が次のように変更になります。

上下水道検針のお知らせ			
担当員	令和 3年 8月 23日		
検針順路 *****	用途	一般用	
令和 3年 9月請求	( 8月使用分)		
お客さま番号 *****	世代	メータ番号 *****	口径
001			20mm
今回 指 針	385 m <sup>3</sup>		
前回 指 針	360 m <sup>3</sup>		
メータ取替時のメータ水量	***** m <sup>3</sup>		
今回水道使用水量	25 m <sup>3</sup>		
今回下水道使用水量	25 m <sup>3</sup>		
水道料金	4,906 円		
下水道使用料	4,125 円		
合計金額	9,031 円		
口座振替ご利用の方の振替予定日は、9月 27日です。			
通信欄			
(参考)前年同月水量 20 m <sup>3</sup>			
口座振替済のお知らせ			
令和 3年 7月請求	( 6月使用分)		
振替日	令和 3年 7月 26日		
水道使用水量	26 m <sup>3</sup>		
下水道使用水量	26 m <sup>3</sup>		
振替金額	9,383 円		
上記の金額を領取いたしました。 ご利用いただきありがとうございます。			
○本票は、納付書ではありません。			
小矢部市長			
小矢部市上下水道課 TEL0766-67-1760(内線767,768)			

(7・8月使用分) となります

2か月前の検針値となります

2か月分の使用水量となります

2か月分の料金(請求金額) となります

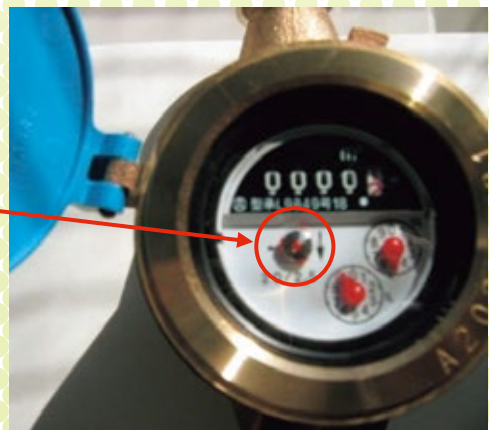
(5・6月使用分) となり、前回の口座振替済のお知らせとなります

## ■ 宅内漏水にご注意を! (宅内漏水の確認方法)

2か月に1回の隔月検針となりますので、宅地内での漏水発見が遅くなることが想定されます。宅内漏水は、思わぬ出費につながりますので、定期的にメーターを点検し確認されることをお勧めします。(検針時に水量の極端な増加など、漏水の疑いがある場合はお客様へお知らせを行っています。)

### 漏水の確認方法

- ① 宅地内の蛇口を全部閉める。
- ② メーターボックスを開け、水道メーターの蓋を上げてください。
- ③ メーター内のパイロットと呼ばれる「銀色の円形のもの」が回転しているかどうかを確認します。
- ④ パイロットが回転していれば漏水の可能性がります。



漏水が疑われるときは、お客様から直接指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。漏水の場合、修理代金と水道料金は原則として、お客様の負担となります。